



医政総発第0311001号
平成20年3月11日

各都道府県医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長

医療機関用・介護用ベッドのサイドレール・手すりによる事故について
(注意喚起)

医療安全の確保については、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成19年3月30日医政発第0330010号厚生労働省医政局長通知）等を参考に貴管下医療施設等に対する指導方お願いしているところである。

さて、昨年5月14日から施行されている改正消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）に基づき、介護ベッド用手すりに関する重大製品事故が、本年2月1日までに経済産業省に5件報告されている。これに関しては、別添「介護ベッド用手すりによる重大製品事故について（注意喚起）」（平成20年2月15日厚生労働省老健局計画課・振興課・老人保健課）が発出されているところである。

医療機関においても、同様の事故が相次いで2件発生したことが明らかとなった。これらは、医療機関用ベッド使用の際、死亡に至るといった医療機関用ベッドのサイドレールに係る重大製品事故に関する事例である。

については、医療機関における医療機関用・介護用ベッドの使用に際しては、製品の特性を理解し、同種の事例の発生を防止するための工夫を採るよう助言等を行うなど、貴管下医療機関等に対して周知徹底するとともに、同製品の使用に当たっての注意喚起についてよろしく願います。

事 務 連 絡

平成20年2月15日

各都道府県介護保険担当課（室）御中

厚生労働省老健局 計 画 課

振 興 課

老人保健課

介護ベッド用手すりによる重大製品事故について（注意喚起）

平素より、介護保険行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

福祉用具貸与・販売の適切な利用（等）については、「福祉用具使用の際の重大製品事故発生に関する注意喚起のお願いについて（平成19年10月26日付け事務連絡）」において御連絡しているところですが、今般、標記について別添1のとおり経済産業省商務情報政策局より依頼がありましたので、改めて福祉用具貸与・販売の適切な利用がなされるよう御理解・御協力いただくとともに、貴管内市町村、関係団体及び事業者等へ幅広く情報提供いただき、同製品の使用にあたっての注意喚起をお願いいたします。

また、日本福祉用具・生活支援用具協会及び医療・介護ベッド安全普及協議会より、別添2のとおり介護ベッドのサイドレール・手すり等による事故等についての注意喚起に関するプレス発表がありましたので、こちらにつきましても、幅広く情報提供いただきますようお願いいたします。

平成20年2月15日

厚生労働省老健局 御中

経済産業省商務情報政策局

サービス産業課医療・福祉機器産業室

製品安全課製品事故対策室

介護ベッド用手すりによる重大製品事故について（注意喚起）

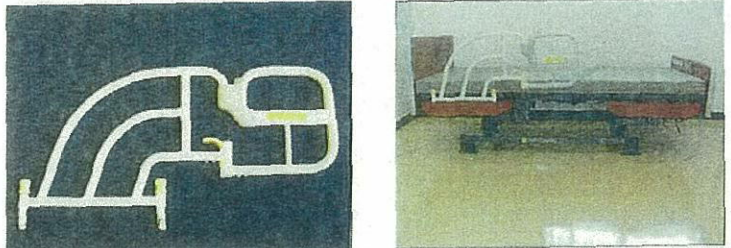

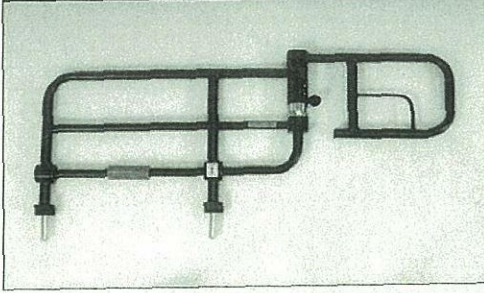

製品安全行政の推進につきまして、日頃よりご理解・ご協力いただいておりますことを感謝申し上げます。

さて、昨年5月14日より改正消費生活用製品安全法が施行され、消費生活用製品に関係する重大製品事故（死亡、治療期間が1ヶ月以上の負傷・疾病、火災等）に関しては、国に対する報告書の提出が製造事業者・輸入事業者に義務付けられたところですが、このうち介護ベッド用手すりに関する重大製品事故が本年2月1日までに5件報告されています。

当省としては、これまでも製品事故の再発防止を図るべく、重大製品事故の公表等を通じて使用者等への注意喚起を図っていたところですが、当該製品が高齢者・障害者において広く使用されていること及び重大製品事故が頻発している状況を鑑み、より一層の周知を図る必要があるとして改めて注意喚起を行うこととしましたので、関係団体等への周知をお願いします。

また、重大製品事故の発生を未然に防止するためにも、重大製品事故に至らない軽微な事故やヒヤリ・ハット事例を知ったときには独立行政法人製品評価技術基盤機構（nite）による情報収集にご協力くださるよう併せてお願いします。

以上

事業者名	機種・型式	図
パ°ラマウントベ°ット°(株)	KA-095	
	KA-19	
(株)フ°ラツツ	PZR-K900TAH	
フ°ランスベ°ット°(株)	SE-07	
フ°ランスベ°ット°(株)	SE-07NHC	